

令和4年度 第11回倉吉市農業委員会会議事録

1 開催日時 令和5年2月10日(金) 午後1時30分から午後2時30分

2 開催場所 倉吉市役所 本庁舎3階 大議室

3 出席委員 (26人)

会長 15番 山脇 優 委員

農業委員

1番	早田博之	委員	2番	高見美幸	委員	3番	船越省吾	委員
5番	吉村年明	委員	6番	藤井由美子	委員	7番	河野正人	委員
8番	福井章人	委員	9番	鐵本達夫	委員	10番	衣笠健一郎	委員
11番	室山恵美	委員	12番	山下賢一	委員	13番	筏津純一	委員
14番	松本幸男	委員	16番	山田有宏	委員	18番	數馬 豊	委員
19番	美田俊一	委員						

農地利用最適化推進委員

西谷美智雄	委員	涌嶋博文	委員	塚根正幸	委員	田倉恭一	委員
山本淑恵	委員	藤原 治	委員	林 修二	委員	小谷義則	委員
鳥飼 巧	委員						

4 欠席委員 (1人)

17番 原田明宏 委員

5 議事日程

第1 開会

第2 会長あいさつ

第3 議事録署名人の決定

第4 連絡・報告事項

第5 議事

議案第68号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第69号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第70号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第71号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議案第72号 農用地利用集積計画の決定について

議案第73号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について

議案第74号 農用地利用配分計画について

第6 その他

第7 閉会

6 農業委員会事務局職員

局長 内川 啓二

主幹 梶本 幸敬

主任 岩田 寿朗

生活産業部農林課職員

7 会議の概要

(1) 開会

事務局 ただ今より、令和4年度第11回農業委員会会議を開会致します。初めに山協会長よりごあいさつをお願い致します。

(2) 会長あいさつ

会長 (会長あいさつ)

※ 議長選出

事務局 この後は農業委員会会議規則第3条により、会長が議長となり会議を進行していただきます。よろしくお願い致します。

(3) 議事録署名人の決定

議長 それでは本日の議事録署名人ですが、私の方で指名させていただいてもよろしいでしょうか。

(はいの声)

議長 それでは指名をさせていただきます。11番 室山委員、13番 筏津委員に議事録署名人をお願い致します。

※ 欠席・遅刻届連絡委員の報告

議長 欠席届が出ている農業委員を報告いたします。17番 原田委員が体調不良のために欠席です。

(4) 連絡・報告事項

議長 続きまして(4)連絡報告事項、事務局よりよろしくお願い致します。

事務局 令和4年度第11回倉吉市農業委員会会議報告及び予定事項でございます。別紙をご覧ください。(以下事務局説明)

議長 続いてくらし農業に関する相談会で1件あったようでございますので、涌嶋委員の方から報告をお願い致します。

涌嶋推進委員 相談会の報告を致します。相談者は〇〇の〇〇〇〇さん、もう1人〇〇〇〇さんが同席されました。件名は農地の転用についてということで相談内容を聞いてみますと、〇〇の〇〇〇〇さん所有の農地のうちの一部2アール程度を転用して農業用の作業小屋を作りたいがどうしたらいいか、ということでした。当該地は〇〇の字〇〇〇〇〇〇〇の面積が998㎡、これ1枚の田んぼでなくて3段になっておりまして山と山の谷を圃場整備されたところで、所有者はもう30数年前に亡くなっておられまして、息子さんが3人おられます。長男と次男は既に亡くなっておられて、三男が県外に在住ということで〇〇〇の方に住んでおられるということです。それでどうすればいいかということがありますので、当該地については土地の所有者が亡くなっておられ、相続登記がさ

れていないので転用にあたっては権利関係の整理及び相続人の了解が必要となるなど、それからまず司法書士さんに相談されてはどうかということをお答えしました。また三男が〇〇〇の方に住んでおられて、住所と電話番号を知っているというふうに〇〇さんが、〇〇になるようで連絡が取れるというふうに言っていましたので、その使用貸借の了解を得て下さいとアドバイスしました。以上です。

(5) 議 事

議 長 続きまして(5)の議事に入ります。本日の議事について、事務局より説明をしてください。

事務局 本日の議案について説明させていただきます。始めに議案第68号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。議案2ページのとおり3件の申請がございます。番号1、2は贈与による所有権移転、番号3は競売による所有権移転でございます。下限面積については備考欄に記載のとおりで、いずれも許可要件を満たしていると考えております。

続いて議案第69号 農地法第4条の規定による許可申請についてでございます。議案4ページ記載のとおり1件の申請がございます。〇〇〇地内における貸駐車場の整備で、申請地は都市計画用途区域の工業地域に指定されておりますので農地区分は第3種農地で原則許可でございます。

続いて議案第70号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。議案6ページ記載のとおり2件の申請がございます。番号1は〇〇地内における集合住宅の建築で、申請地は準工業地域に指定されておりますので農地区分は第3種農地で原則許可でございます。番号2は〇〇〇地内における一般住宅の建築でございます。申請地につきましては現在農振除外の協議中の農地でございます。除外後の農地区分は第1種農地とみており、許可根拠は集落接続でございます。

続いて議案第71号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてです。議案8ページのとおり3件の申請が出ております。

議案第72号 農用地利用集積計画の決定についてですが、議案の11ページから54ページのとおり128件の利用権設定の申し出と、議案55ページから56ページのとおり2件の所有権移転がございます。

議案第73号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定については議案65ページのとおり1件の申請がございます。

議案第74号 農用地利用配分計画については議案68ページから70ページのとおり13件の協議がございます。本日の議案は以上でございます。

議案第68号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長 それでは早速議案に入らせていただきます。議案第68号 農地法第3条の規定による許可申請について皆さまにお諮り致します。質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑がないようですので、議案第68号について賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認とさせていただきます。

議案第69号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長 続きます。議案第69号 農地法第4条の規定による許可申請についてお諮り致します。本件につきましては本日午前10時00分より当番委員であります数馬委員、西谷委員、藤井代理、内川局長、岩田主任と私の6人で調査に行っておりますので、代表して数馬委員より報告をお願い致します。

18番 報告致します。18番 数馬です。現地を確認しましたところ、問題ないと認められ承認したいと思います。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。それでは議案に対する質疑を求めます、ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成でございますので承認と致します。

議案第70号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長 続きます。議案第70号 農地法第5条の規定による許可申請についてお諮り致します。本件につきましても先程同様調査に行っておりますので、引き続いて数馬委員より報告をお願い致します。

18番 18番 数馬です。1番、2番共に問題ないということで承認したいと思います。以上です。

議長 問題なしということで報告がありました。議案に対する質疑を求めます、ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 ありがとうございます。賛成多数によって承認されました。

議案第71号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議長 続きまして議案第71号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてお諮り致します。本件につきましても先程同様調査に行っておりますので、続いて數馬委員より報告をお願いします。

18番 18番 數馬です。1番、2番については何ら問題はないということで承認したいと思います。3番については保留ということで、理由は隣地との畑の方との合意がまだ取れていないということで、いい具合になるまで保留ということにされております。以上です。

議長 はい、ただ今報告がありました。數馬委員から報告しましたとおり周りが畑で道路がついてます。〇〇もありますし、上は〇〇〇〇〇〇〇が走っておりますので、ぼつんと山林にという希望なんですけれども、周りの畑作をしておられる方の同意が取れていないので今回はちょっと難しいでないかなという結論に至って、保留とさせていただくようにしました。元々これは造園業の販売用で木を植えてあったのを、そのまま管理せずにはぼうぼうにしてしまったということで、それをなかなか自分で整理ができないということでそのまま山林にしてはどうかという形の申請でございます。隣が山とかならいいですけどちょっと難しいかなという気持ちを持っておりまして、出来ればきれいに切っただいて雑種地ぐらいの方がいいでないかなという今日調査の中での意見もございまして、今回は保留にしておこうかということで報告させていただいた次第でございます。今の件につきましても、皆さんの方で何かありましたら、質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 それではないので、議案第71号につきましても賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長 はい、全員賛成でございますので承認とさせていただきます。

議案第72号 農用地利用集積計画の決定について

議長 続きまして議案第72号 農用地利用集積計画の決定についてお諮り致しますが、本日の農用地利用集積計画の各筆明細に該当委員に係る案件がございますので、事務局より全体の説明を受ける前に該当委員に係る案件を先に審議させていただくことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議長 異議なしということでございますので、そのように進行させていただきます。農業委員会等に関する法律第31条の規定により該当委員の退席を求めます。11ページ番号1番は、13番 篠津委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(筏津委員 退席)

議 長 それでは事務局説明をしてください。

事務局 11ページでございます。申請番号1番、〇〇の1筆3, 303㎡の賃借権の設定でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 はい、ただ今筏津委員の案件について説明がございました。質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認と致しまして、筏津委員の入場を求めます。

(筏津委員 入場・着席)

議 長 筏津委員へ、ただ今の案件につきましては異議なしということで承認されましたので報告致します。

続きまして11ページ番号2番は、16番 山田委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(山田委員 退席)

議 長 それでは事務局説明をして下さい。

事務局 11ページでございます。申請番号2番、〇〇の1筆1, 873㎡の賃借権の設定でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 はい、ただ今説明がございました。質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認と致しまして、山田委員の入場を求めます。

(山田委員 入場・着席)

議 長 山田委員へ、ただ今の案件につきましては異議なしということで承認されたので報告致します。

続きまして13ページ番号5番から7番は、西谷推進委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(西谷委員 退席)

議 長 それでは事務局説明をお願いします。

事務局 13ページでございます。申請番号5番、〇〇の1筆280㎡の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでその他13ページの番号7番まで、合計致しまして3筆、547㎡の賃借権の設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 はい、ただ今の議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認と致しまして、西谷委員の入場を求めます。

(西谷委員 入場・着席)

議 長 西谷委員へ、ただ今の案件につきましては異議なしということで承認されたので報告致します。

続きまして14ページ番号8番は、田倉推進委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(田倉委員 退席)

議 長 それでは事務局説明してください。

事務局 14ページでございます。申請番号8番、〇〇〇の1筆2,031㎡の賃借権の設定でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 はい、ただ今の議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。賛成多数でございますのでこの案件につきましては承認と致します。田倉委員の入場を求めます。

(田倉委員 入場・着席)

議 長 田倉委員へ、ただ今の案件につきましては承認されましたので報告致します。以上で該当する出席委員の案件について審議を終わりましたので、引き続き全体の説明を事務局よりお願いします。

事務局 11ページでございます。利用権設定各筆明細等集計表につきましては、田、畑、樹園地の合計は506,670㎡でございます。利用権設定各筆明細につきましては、11ページから54ページまでの記載のとおりでございます。

続きまして55ページ、所有権移転関係でございます。所有権の移転を受ける者、〇〇の〇〇〇〇。所有権を移転する者、〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇さんでございます。移転する土地は〇〇、〇〇の5筆7,240㎡の畑でございます。対価は1,086,000円、10アールあたりですと150,000円でございます。

56ページの所有権移転関係でございます。所有権の移転を受ける者、〇〇の〇〇〇〇。所有権を移転する者、〇〇〇の〇〇〇〇さんでございます。移転する土地は〇〇〇の2筆3,540㎡の畑でございます。対価は1,062,000円、10アールあたりですと300,000円でございます。

利用権設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、57ページから62ページの記載のとおりでございます。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、63ページ記載のとおりでございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 ただ今、議案第72号について事務局より説明がございました。全体の議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、それではただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認と致します。

議案第73号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について

議 長 続きまして議案第73号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定についてお諮り致します。本件につきましても先程同様調査に行っておりますので、数馬委員より報告をお願い致します。

18番 18番 数馬です。〇〇〇〇さんのところですけども現状としては、ゴズボ、カズラそれと木が若干生えておるといことで、かなり苦勞されることが予想されます。現時点で3万円といことでそれによろしいと思ひます。以上です。

議 長 ただ今遊休農地の対策助成金について、最高の3万円といことでございました。この案件につきまして質疑を求めます。ありませんか。

(なしの聲)

議 長 それではないようですので、ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認と致します。

議案第74号 農用地利用配分計画について

議 長 続きまして議案第74号 農用地利用配分計画について事務局より説明を行いますが、該当委員に係る案件がございますので事務局より全体の説明を受ける前に該当委員に係る案件を先に審議させていただくことに御異議ございませんか。

(なしの聲)

議 長 なしといことでございますので、そのように進行させていただきます。農業委員会等に関する法律第31条の規定により該当委員の退席を求めます。68ページ番号1番は西谷推進委員に係る案件ですので、退席を求めます。

(西谷委員 退席)

議 長 それでは事務局説明をしてください。

事務局 68ページ番号1番でございます。権利設定を受ける者、〇〇〇〇〇。権利設定する農用地につきましては1筆、720㎡の水田の配分計画でございます。賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでございます。以上でございます。

議 長 はい、ただ今西谷委員の案件につきまして説明がございました。質疑を求めます、ありませんか。

(なしの聲)

議 長 ないようですので、採決を求めます。賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認と致しまして、西谷委員の入場を求めます。

(西谷委員 入場・着席)

議 長 西谷委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されたことを報告いたします。

以上で該当する出席委員の案件について審議を終わりましたので、引き続きその他の案件について審議を行います。事務局説明してください。

事務局 はい、68ページでございます。利用配分計画各筆明細につきましては、68ページの番号1番から70ページの番号13番までのとおりでございます。権利設定をする農用地につきましては合計で29筆、54,187㎡の田、畑でございます。配分計画を受ける者の農業経営の状況等は、71ページから79ページに記載しております。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により倉吉市長から協議がありましたので、本会の意見を求めるものでございます。以上でございます。

議 長 ただ今議案第74号について説明がございました。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成で承認と致します。以上で議事は終了と致します。

(6) その他

議 長 続きまして別冊、その他報告・連絡事項をご覧いただきたいと思います。(1)農地法第5条の規定による許可を必要としない届出書について、事務局より説明をして下さい。

事務局 それでは2ページ(1)農地法第5条の規定による許可を必要としない届出書について説明させていただきます。鳥取県が〇〇地区周辺で行っております街路改良工事に伴い、仮設道路及び工事受注者の作業ヤードとして、周辺工事終了までの間、継続的に使用するものでございます。届出地につきましては令和2年11月から一時転用の届出がありましたが、それを当面延長する予定で

ございます。以上です。

議 長 令和8年3月31日まで延長です。
次に（2）あっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任について、梶本主幹、説明してください。

事務局 3ページのあっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任についてということ。今回は4件ありました。1番目から説明させていただきたいと思います。

まず1番目ですけど、耕作者が見つかり利用権設定の書類を受理しましたので、あっせん委員の選任はなしといたします。

続きまして4ページ2番目は相談者が〇〇〇〇さんで、〇〇〇〇〇〇の水田であります。現在の耕作者が更新しないためであり、相談内容は賃貸借ということであります。

5ページ3番目は相談者が〇〇〇〇さんで、〇〇の水田であります。現在の耕作者が更新しないとのことで、相談内容は賃貸借、交換ということであります。

6ページ4番目は相談者が〇〇〇〇さんで、〇〇の水田であります。相談内容は使用貸借ということであります。

以上、あっせん委員の選任についてよろしくお願い致します。

議 長 まず〇〇〇〇〇か、藤井職務代理どうしますか。鳥飼さんよろしいですか。

鳥飼推進委員 はい。

議 長 続いては、〇〇。山下委員。

1 2 番 作れるような田んぼでないですけ。

議 長 吉村委員、どがに。稲作とったか。

5 番 1回も作ったことない。

議 長 管理はしなかったか。

5 番 こうになってて、ものすごく半分以上。

議 長 借りる時はどうやって借りただ。

5 番 委員の中の人に紹介してもらったです。

事務局 この農地は今、330㎡で小さく出ているんですけども実は全部で3人の所有者、3筆で1枚の田んぼです。

5 番 〇〇さんと話をして管理させてもらおうということで、契約もするという事

事務局　　そうですね、ある所有者の方がこれを作成した後にそういった話もちよっと出てきた経過もあって、ちょっとまた山下委員と相談しながら進めて行きたいと思いますので。

議　長　　管理だったらしてもいいということなのでしょう。

　　5番　　管理はしてあげる。

事務局　　それでいいんですけど、所有者が3人いますのでそれぞれが連携取れないと。

議　長　　3人と話はしていないか。

　　5番　　〇〇さんが「私が代表で」ということで話しています。

議　長　　ならいいがん。ここは吉村委員で。

事務局　　申し出は、吉村委員と更新ができないという状況で申し出をされたので、またその後の話もあるだろうしということで。

議　長　　これは本人さんと話をしたの。

　　5番　　はい、しました。

議　長　　なら別にええでないの、本人に任せて。決まったらきちんと報告して下さい。あっせん委員は吉村委員にしておきましょう。

　　はい続きますは、〇〇。これは小谷委員さん。

小谷推進委員　小谷です。ちょっと先走って交渉してきたんですけどよろしいでしょうか。

議　長　　はい、どうぞ。

小谷推進委員　この書類が今週の初めに届きましてですね、農業委員の衣笠委員も多分自分に当たるなど、本人と小谷に当たるなどというようなことで、相談しなかったんですけど衣笠さんも2日、3日前から動いておられると。私も昨日、今日と午前中動きましてですね、その内容につきまして報告致します。

　　この土地はですね、農業委員会に書類を出してなかった失態があるんですけど、会長と同期の〇〇〇〇さん、この方がもうずっと7、8年になりますね〇〇〇さんに頼まれて耕作をされておりました。しかし〇〇さんももう75才になったということで、なかなかこっちまで来て農業するのもしんどくなったと。これが1つ。それからもう1点、〇〇の下の方からですねイノシシが出てきまして、当然柵を張っていろいろやるんだけどどうしてもイノシシが進入するというような2つの事情がありましてね。高齢化でしんどくなった、イノシシがしょっちゅう入りだしたということで。まあ元々〇〇さんが〇〇〇在住の方でしたので、ちょっともうこらえてなということ。去年の秋までは作っておられたんですけど今年からこういうことで誰も作り手がないということで申請が出たようです。それでですね、この地からちょっと右端に〇〇〇の〇〇〇〇さ

んという方が牛を飼っておられまして、その前の辺りも収穫するために牧草を植えている所もあるんですけど。〇〇さん、なんとかここももうちょっと規模を広げて牧草作ってもらえませんかということで今日もいろいろ頼みましてですね、イノシシが入るのは自分も目の前で見てるしあまり作りたくないなおっしゃってましたけど、そがに言わずになんとかちょっと協力してなということでですね、今日午前中に同意を得ました。ということで、〇〇〇〇さんに耕作してもらおうということで、一応解決ということで報告させていただきます。以上です。

議 長 はい、今日の会議の前までに決定していただいてありがとうございます。推進委員の方に大変ありがとうございます、と申し上げたいと思います。

それでは次に（３）農地のあっせん活動の状況について、報告お願いしたいと思います。①の分、早田委員。

1 番 報告致します。現地確認したんですが、田んぼの面積が3枚とも1反程度、それと1つはちょっとじゅるいのがありました。それと隣接する農道がちょっと狭いものですから、大型農機での作業がやりづらいなというところ。それと水路が土水路でございまして、また用排水路でございまして。そういうようなことから耕作を何人かの方をお願いしたんですが、やはりちょっと困難だということでございまして受けていただけませんでした。そのことは相談者の〇〇さんには伝えております。

〇〇については大体こういうような状況でございまして、先日〇〇の農事組合長にですねこちら辺の水路の整備であるとか〇〇地内での耕作者探しということで、地域内で出来んだろうかということを行ったところでございます。以上でございます。

議 長 はい、続いて2番目塚根委員、田倉委員。

田倉推進委員 推進委員の田倉です、報告します。〇〇〇〇さんなんですが、先程も出ておりましたが遊休農地の補助を認定される方です。この方はですね、他にも2回ぐらい遊休農地を解消していただいておりまして、大方1町ぐらいの畑地を解消していただいております。その方でもございまして、土地改良区の方で〇〇地区のどこかいいところがないかということをお伺いしまして1ヶ所紹介していただきまして、本人に見ていただいたんですけどもハウスの残材等が残っていて全部の農地を使用することができないということでその部分についてはちょっと遠慮させて下さいというお話がございました。ただこれからゆっくりゆっくりいろんなところも探して、継続して紹介して下さいということでございますので、継続してこれからも進めていきたいと思います。以上です。

議 長 実はこの間、来月の会議で出てくるんですけど〇〇と〇〇で約2町の畑が作ってもらう人を希望しておられます。〇〇っていうか〇〇〇の裏の道路の〇〇に行くところの、そことそれから〇の向こう側、〇〇の裏側の方にもかなり大きな畑、黒ボクです。そこも希望しておられます。約2町希望しておられます、〇〇の。もしよかったらそんなんもあっせんしてもらえればと思います。

事務局 補足ですけど、ついこの間受付させてもらって、来月の議案であっせん出す

予定にしていますのでちょっと見ていただければと思います。

議 長 今日帰りにでも見ていただいても結構です。それではその他の（４）農地の利用状況調査について。

事務局 はい。（４）の農地の利用状況調査についてでございます。８から９ページの表を付けております。農地パトロールで集計した結果でございます。８ページ一番右側の欄に合計を記載しております。新規の遊休農地は５９筆で、約８．６ヘクタールの遊休農地がありまして、解消は７筆で約１．３ヘクタールです。差し引きで合計で５９筆の６８．４ヘクタールで、若干増えたという結果でした。各地区の合計面積も出ておりますのでご確認ください。以上でございます。

議 長 はい、次（５）その他。

事務局 （５）その他です。農業委員、農地利用最適化推進委員募集説明会についてでございます。資料は１０ページに市報２月号の写しを添付しております。２月２２日の１時半から会議室３０１で募集説明会を開催します。現職の委員の皆様にも参加していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

議 長 できる限りは参加してもらって、ええわってという人はそれでいいです。それからもう１点、県の農業会議の方からも全国農業会議もそうですけれども女性の登用を増やして下さいということが来ておりまして。大人数の選挙区でできれば１名ぐらいいは女性を出していただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。どこともね、この間も会長会で中部の農業委員会に聞いてみたんですけどもなかなか女性もいないし、若い人たちが農業委員になる人がなかなかいないということで。なかなか大変だと思っておりますけれども、それぞれの選挙区で今後なんとかですね女性の方がおられればお願いして下さい。推進委員でも結構ですのでよろしくお願いいたします。他に何か、はいどうぞ。

事務局 お手元にですね令和５年度の経営所得安定対策の米政策ということで、こちらの方のパンフレットが出来上がりましたので、市の再生協の方から送っていただきましたので配布させていただいております。併せてこのＡ４のペーパーがあると思いますが、ご覧いただければと思います。こちらにつきましては、先月こんな感じで肥料高騰対策のご案内というふうにさせていただいて、ペーパーを渡させていただきましたけれども、その中でですね２月に受付日が設定されておりました。こちらが全てご破算ということで２月の受け付けはございません。こちらのペーパーにありますように５月以降に延期されましたのでご注意ください。農林課の方が所管しておりますけれども、こういった連絡がありましたので皆様の方にご紹介させていただきます。

議 長 変更になりましたので承知しておいてください。やっぱり注文書だけではないということ、請求書がないといけないと。正式にちゃんと証明できるものがないということ、５月以降に延期して７月頃には支払うというよう

なことの予定のようでございますので留意しておいてください。皆さんの方で何かありませんか。

(なしの声)

議 長

ないようですので、本日の農業委員会会議はこれもちまして閉会と致します。お疲れ様でした。

— 午後2時30分 閉 会 —